

会社を守る就業規則と 規程のつくり方セミナー

セミナー・個別相談会 開催のご案内

直近5年の間に「時間外労働の上限規制が罰則付きで法制化」「従業員の労働時間を客観的な把握の義務付け」などが行われ、労務においては変化の多い年が続いております。社内の実態がこの変化に対応しきれておらず、いざという時に「もっと早くに見直していれば」と後悔される場合も少なくありません。本セミナーでは、これまで就業規則改定に携わった経験をもとに、御社の就業規則が法改正の対応が完了しているか、労務トラブルを対処する際に不可欠となる項目を確認し、見直しを通して現状のリスクを診断し、会社を守る就業規則づくりを進める参考としていただけますので、ぜひご受講ください。

内 容： 就業規則と規程のつくり方・改定ポイント

- ①就業規則の必要性・重要性?
- ②最近の改正対応・必要となった項目や規程（残業時間・ハラスメントなど）
- ③労務トラブルを防ぐために会社を守るために取り決めるべきこと
- ④助成金の申請と就業規則／就業規則の改定でもらえる助成金
- ⑤労務リスク診断シートを使った実演（使い方）

と き： **4月18日（木）10：00～11：30**

【個別相談会】同日の午後もしくは別日程を申込用紙（申込ページ）でご指定ください。

ところ： 碧南市商工会議所 研修室

講 師： 社会保険労務士法人felicia

代表社会保険労務士 包原智幸 社会保険労務士 池原尚矢

受講料：無料 定 員：20社（1社につき3名まで）

対象者：中小企業の事業主または総務担当者、従業員を雇用する個人事業主

以下に当てはまる方は是非お越しください。

- 就業規則を5年以内に改定していない事業者様
- 「ハラスメント規程」や「育児・介護休業規程」が整備できておらず不安
- 就業規則が無く作成を考えている事業者様（助成金で必要・従業員が増えた）
- 従業員トラブルで就業規則の見直しを考えている事業者様

持ち物：就業規則・規程類があるお客様は参考にご持参ください。

問い合わせ：(TEL) 0566-91-1457 (mail) info@felix-group.net

お申込：裏面申込書にご記入の上FAXまたは申込ページでお申し込みください。

就業規則の作成および届出は労働基準法で定められた義務になります。

就業規則は労働基準法第89条により

「常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない」と規定されています。就業規則の作成義務・届出義務を怠った場合、罰則があります。罰則は30万円以下の罰金です。また就業規則の作成義務・届出義務だけでなく、この罰則は変更の届出を行っていない場合も適用されます。

上記のとおり就業規則の作成・届出は法律で定められた義務ですが、作成しただけでは会社や店舗の経営に活かすことができません。労務トラブルや取り扱いに困ったときに使える内容で作成してこそ、役立つものとなります。このセミナーではその点を踏まえ実務で活かせる就業規則についてご案内させていただきます。



お申込：以下申込欄にご記入の上FAXまたは右のQRコードより
申込ページへアクセスし入力することで申し込みいただけます。

申込用QRコード

会社を守る就業規則と規程の作り方セミナー参加申込書

社名（屋号）		TEL	
住所		FAX	
参加者名 （最大3名）			

無料個別相談申込書（就業規則以外でも可能です）

個別相談希望	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
相談希望日・内容	
第1希望	<input type="checkbox"/> 4月18日 13:00～ <input type="checkbox"/> 4月18日 14:00～ <input type="checkbox"/> 4月18日 15:00～ <input type="checkbox"/> 別日程（ / AM・PM）
第2希望	<input type="checkbox"/> 4月18日 13:00～ <input type="checkbox"/> 4月18日 14:00～ <input type="checkbox"/> 4月18日 15:00～ <input type="checkbox"/> 別日程（ / AM・PM）
第3希望	<input type="checkbox"/> 4月18日 13:00～ <input type="checkbox"/> 4月18日 14:00～ <input type="checkbox"/> 4月18日 15:00～ <input type="checkbox"/> 別日程（ / AM・PM）
相談内容	